

○財務省告示第三号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、  
平成二十年十二月十五日に発行した利付国債の発  
行条件等を次のとおり告示する。  
平成二十一年一月七日

財務大臣 中川昭一

一 名称及び記号 利付国庫債券（二年）（第二百七  
十五回）

二 発行の根拠 特別会計に関する法律（平成十  
九年法律第二十三号）第四十六  
条第一項及び第六十二条第一項  
社債等の振替に関する法律（平  
成十三年法律第七十五号）以下  
「振替法」という。の規定の適  
用を受けるものとし、その振替  
機関は日本銀行とする。

三 振替法の適  
用等

四 発行方法  
札（以下「価格競争入札」とい  
う。）による発行（以下「価格競  
争入札発行」という。）、価格競  
争入札と同時に行われる入札で  
あって、価格競争入札において  
定められた利率をその利率とし  
、価格競争入札において募入  
の決定を受けた各申込みの応募  
価格を募入額により加重平均し  
て得られる価格をその発行価格  
とするものによる発行（以下「非  
競争入札発行」という。）及び価  
格競争入札と同時に財務大臣が各  
国債



		十 十		九 八				七				ハ	
		イ 一		振 額 最				払 込 金 額					
場 び 札 非 入 価 発		札 競 札 格 行 行		替 単 位		行 争 非 者 特 国 札 非 入 価 込		行 争 入 札 競 札 格 競 争		行 争 入 札 競 札 格 競 争		行 争 入 札 競 札 格 競 争	
別 債 市 及 入 行 争 格 日		上 面 金 額 ぞ れ の 応 募 価 格		の 記 載 又 は 記 録 は 最 低 額 の 金		五 万 円		四 千 百 八 十 七 十 四 億 千 七 百 三 十 一 万		一 兆 六 千 五 百 三 十 三 億 八 千 三 百 七 十 四 億 円		で 千 五 百 七 十 四 億 円	
場 び 札 非 入 価 発	札 競 札 格 行 行	上 面 金 額 ぞ れ の 応 募 価 格	上 面 金 額 ぞ れ の 応 募 価 格	の 記 載 又 は 記 録 は 最 低 額 の 金	の 記 載 又 は 記 録 は 最 低 額 の 金	五 万 円	の 記 載 又 は 記 録 は 最 低 額 の 金	四 千 百 八 十 七 十 四 億 千 七 百 三 十 一 万	の 記 載 又 は 記 録 は 最 低 額 の 金	一 兆 六 千 五 百 三 十 三 億 八 千 三 百 七 十 四 億 円	の 記 載 又 は 記 録 は 最 低 額 の 金	の 記 載 又 は 記 録 は 最 低 額 の 金	の 記 載 又 は 記 録 は 最 低 額 の 金
別 債 市 及 入 行 争 格 日	札 競 札 格 行 行	上 面 金 額 ぞ れ の 応 募 価 格	上 面 金 額 ぞ れ の 応 募 価 格	の 記 載 又 は 記 録 は 最 低 額 の 金	の 記 載 又 は 記 録 は 最 低 額 の 金	五 万 円	の 記 載 又 は 記 録 は 最 低 額 の 金	四 千 百 八 十 七 十 四 億 千 七 百 三 十 一 万	の 記 載 又 は 記 録 は 最 低 額 の 金	一 兆 六 千 五 百 三 十 三 億 八 千 三 百 七 十 四 億 円	の 記 載 又 は 記 録 は 最 低 額 の 金	の 記 載 又 は 記 録 は 最 低 額 の 金	の 記 載 又 は 記 録 は 最 低 額 の 金

で 百 十 億 四 千 八 百 万 円

特 別 計 関 する 法 律 第 四 十 六 条 第 一 項 の 規 定 に 基 づ き 発 行 し た 利 付 国 債 に つ い て 、 額 面 金 額

十二  
十三

加者・第  
I 非  
競争入札  
発行  
利率  
初期  
利子

年〇・六パーセント  
平成二十一年六月十五日を支払  
期とし、次の算式により算出し  
た金額を支払う。ただし、支払  
期が銀行休業日に当たるとき  
は、その翌営業日に支払う（以  
下、次号及び第十五号において  
規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.6}{100} \times \frac{1}{2}$$

十四

第二期  
以後の  
利子

毎年六月十五日及び十二月十五  
日を支払い期とし、各支払期にお  
いて、その日以前六月間に属す  
る利子を支払う。

十五

償還  
償還  
金額

平成二十二年十二月十五日  
額面金額百円につき百円

十六

元利  
支払  
金額

日本銀行

十八

入札  
参加

財務大臣から通知を受けた者

十九

払込  
日期

平成二十年十二月十五日